

情報セキュリティ基本方針

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「センター」という。）は、保有する情報資産を適正に管理運用するため、情報セキュリティポリシーを定め、情報セキュリティ管理体制の維持・向上に努めます。

1．情報資産の保護

情報資産の機密性、完全性、可用性を維持するために、組織的、技術的に適切な対策を講じ、情報資産に対する不正アクセス（侵入）、漏洩、改竄、紛失、盗難、破壊、利用妨害などが発生しないよう、情報資産の保護に努めます。

2．適用範囲

この基本方針の適用範囲は、センターが業務上使用する全ての情報資産及びそれを利用するセンターの業務に従事する全ての役職員とします。

3．法令等の遵守

廃棄物処理法第13条の7に定める情報処理センターの秘密保持義務に係る規定、情報セキュリティに関する法令及びその他の規範を遵守します。

4．体制

情報セキュリティの状況を正確に把握し、必要な対策を迅速に実施するために情報セキュリティ委員会を設置します。

5．教育、研修の実施

定期的に情報セキュリティに関する教育、研修をセンターの業務に従事する者に対して行い、情報セキュリティの重要性及び情報セキュリティポリシーについて周知徹底を図ります。

6．事業継続

偶発的に発生する災害、故障、過失及び意図的な情報資産の悪用などによる事業の中断を可能な限り抑え、事業の継続を確保します。

7．事故への対応

万一、情報セキュリティ上の問題が発生した場合は、原因究明、対策を迅速に実施し、影響が最小限になるように努めます。また、予防及び再発防止策を含む適切な対策を講じます。

8．継続的な改善

情報セキュリティに関する取り組みの状況を継続的に検証し、改善に努めます。

9．情報セキュリティ違反に対する措置

情報セキュリティに関する違反に対して厳正な処分を行います。